

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

大磯町長 池田 東一郎

## 専決処分書

大磯町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

大磯町長 池田 東一郎

### 理由

令和6年3月30日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を改正する必要があるが、特に緊急を要することから議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

大磯町長

池田 東一郎

大磯町条例第13号

## 大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の2の次に次の1条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の普通徴収に関する特例）

第5条の3 令和6年度分の普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税における法附則第5条の9第1項の規定の適用については、同項中「第320条本文」とあるのは「第320条ただし書」と、「1月中」とあるのは「12月中」とする。

附則第9条の見出し中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 改正後の附則第9条の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。